

行政書士法施行規則の一部を改正する省令について

1 改正理由

行政書士法の一部を改正する法律（令和元年法律第 61 号。以下「改正法」という。）の施行等に伴い、行政書士法施行規則（昭和 26 年総理府令第 5 号。以下「規則」という。）の規定の必要な整理を行うもの。

2 改正内容

(1) 行政書士法の一部を改正する法律の施行に伴う改正

規則第 12 条の 2 の 5 第 2 項においては、行政書士法人が、行政書士法（昭和 26 年法律第 4 号。以下「法」という。）第 13 条の 19 第 1 項各号又は第 2 項に掲げる理由により解散した場合には、財産目録に計上すべき財産について、同項に掲げる場合に該当することとなった日における処分価格を付さなければならないこととされている。

改正法の施行により、行政書士法人の社員が 1 人になり、そのなった日から引き続き 6 月間その社員が 2 人以上にならなかった場合を行政書士法人の解散事由として規定していた法第 13 条の 19 第 2 項の規定が削除されることに伴い、当該規定を引用する規則第 12 条の 2 の 5 第 2 項の規定の必要な整理を行う。

(2) その他

その他所要の改正を行う。

3 公布日及び施行期日

公布日 令和 3 年 6 月 1 日

施行日 令和 3 年 6 月 4 日（改正法の施行の日）